

不利益処分(事業の制限)の理由

令和2年2月14日付けで、老人福祉法(以下「法」という)第29条第13項(令和3年4月1日改正前)に基づく改善命令処分を通知し、以降月1回程度、改善完了が確認されるまで報告を求めてきたが、令和3年2月4日早朝、当該施設の入居者が死亡した状態(後日、事件性なしと判明)で発見され、松田町から情報提供を受けたこと及び同年1月29日に誤嚥による緊急搬送事案(いずれも事故報告未実施)が確認されたことから、令和3年2月19日外に改善命令事項の遵守状況を確認するため立入調査を実施したところ、次の事項が改善できていないことが改めて確認された。

- ・ 誤嚥による緊急搬送事案については、要介護の入居者が、当該施設における適切なサービス提供を受けていないことにより、誤嚥し病院に緊急搬送され、誤嚥性肺炎を発症していた。

適切なサービス提供を受けていないこととは、当該入居者について、1週間前から身体状態の変化を把握しており、必要とする介護サービスの検討を行うことが可能であったにも関わらず検討を行っていなかったこと、また、誤嚥を起こした日のサービス提供(朝の食事サービス)において、本来の勤務者がサービス提供を実施しておらず、夜勤明けの職員が対応していたこと、本来の勤務者及び夜勤明け職員が、当該入居者に必要とされる介護サービスの提供方法等について情報共有ができていなかったことにより、対応を認識しておらず適切なサービス提供が実施できなかったことを指す。

その結果として、当該入居者が適切な介護サービスの提供を受けていれば、誤嚥による緊急搬送事案は回避することができたと考えられる。

- ・ 令和3年3月2日付け「要介護施設従事者等による高齢者虐待の改善について」により、松田町からすべての入居者を対象として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく養介護施設従事者等による虐待の認定(放任虐待:高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること)を受けるに至ったこと。

これらのことは、改善命令事項で改善を命じた、法第29条第13項(令和3年4月1日改正前)に規定する「入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する事項のうち、

- ・ 職員の配置、研修について、入居者の健康の保持及び生活の安定のために必要な職員数が配置されていないこと。

- ・ サービス等について、

(ア) 入居者に食事サービスを適切に提供できる体制を整備していないこと。

(イ) 入居者の健康状態の把握や健康保持のための適切な措置を講じていないこと。

について、未だ改善に至らないことを示している。

確認した事実は、令和2年2月14日に県が改善命令処分を通知した事項のうち、上記の事項が未だ改善されておらず、法第29条第16項に規定する「有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるとき」に該当する。